



# 熊本県公報

第 1 2 5 3 1 号  
平成 28 年 6 月 28 日(火)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

<b>告 示</b>	
○熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画……………	(水産振興課) 1
○定数漁業の許可申請期間……………	( // ) 2
○指定居宅サービス事業者の指定……………	(高齢者支援課) 2
○指定介護予防サービス事業者の指定……………	( // ) 2
<b>公 告</b>	
○二級建築士試験の試験場所の変更……………	(建築課) 3
○木造建築士試験の試験場所の変更……………	( // ) 3
○道路の位置指定……………	( // ) 3
○農用地利用配分計画の認可申請……………	(農地・担い手支援課) 3
○都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………	(建築課) 4
○農用地利用配分計画の認可……………	(農地・担い手支援課) 4

## 告 示

### 熊本県告示第 6 5 3 号

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成 8 年法律第 7 7 号。以下「法」という。）第 4 条第 7 項の規定により熊本県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成 2 8 年熊本県告示第 2 1 号）を次のとおり変更したので、同条第 1 0 項において準用する同条第 5 項の規定により公表する。

平成 2 8 年 6 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針
 

本県の水産業は、県民に対し、新鮮で安全で安心な水産物を安定的に提供する役割を担うとともに、県内の沿岸地域における地域経済を支える基幹産業として重要な役割を果たしている。

今後とも、本県の水産業の振興を図っていくためには、その基礎となる海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが不可欠である。

我が国の周辺水域における海洋生物資源については、近年、全体としておおむね安定的に推移しているが、低位にとどまっている資源や悪化している資源もみられる。本県の海域における海洋生物資源についても同様の傾向がみられ、地域の経済発展に重大な支障を及ぼすおそれがある。

このようなことから、本県としては、従来から漁業の管理、資源管理型漁業の推進等種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を中心に多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきている。

今後、さらに海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、基本計画（法第 3 条第 1 項に規定する「基本計画」をいう。以下同じ。）により決定された漁獲可能量（法第 2 条第 2 項に規定する「漁獲可能量」をいう。以下同じ。）の都道府県別の数量について、次の方針により適切な措置を講じることとする。

  - (1) 漁獲可能量制度を適切に管理し、必要に応じて漁業者等の指導、採捕の数量の公表等の実効措置を講じるため、第一種特定海洋生物資源（法第 2 条第 6 項に規定する「第一種特定海洋生物資源」をいう。以下同じ。）の採捕実績を的確に把握するための措置を講じることとする。
  - (2) 基本計画により定められた本県の漁獲可能量に係る管理を適切に行っていくためには、海洋生物資源の分布、回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等について、より詳細な科学的データや知見が必要である。

このため、当該データの蓄積や知見の進展を図るよう、県水産研究センターを中心とし、国や関係県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。

  - (3) 第一種特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても、引き続き資源管理を推進するよう、従来の資源管理型漁業等を推進していくこととする。
  - (4) 海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、法第 13 条第 2 項の規定に基づく協定制度（以下「協定制度」という。）の活用等により、引き続き漁業者等による自

- 主的な資源管理を推進することとする。
- 2 第一種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について本県に定められた期間及び数量に関する事項
- (1) 第一種特定海洋生物資源の平成 27 年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】  
平成 27 年 1 月から同年 12 月まで 若干
- 【まいわし】  
平成 27 年 1 月から同年 12 月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】  
平成 27 年 7 月から平成 28 年 6 月まで 若干
- (2) 第一種特定海洋生物資源の平成 28 年の管理対象期間及び知事管理量は、次のとおりである。
- 【まあじ】  
平成 28 年 1 月から同年 12 月まで 若干
- 【まいわし】  
平成 28 年 1 月から同年 12 月まで 若干
- 【まさば及びごまさば】  
平成 28 年 7 月から平成 29 年 6 月まで 若干
- 3 第一種特定海洋生物資源（まあじ、まいわし、まさば及びごまさば）の知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、漁業者による自主的な漁獲可能量の管理を推進するため、協定制度の普及及び定着を図ることとする。また、中型まき網漁業、小型まき網漁業及び棒受け網漁業については、現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとする等、従来と同様の操業規制を実施し、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるように努めるものとする。
- 4 その他の海洋生物資源の保存及び管理に関する重要な事項
- (1) 海洋生物資源の保存及び管理をさらに推進するためには、より詳細かつ正確な資源管理状況の把握が必要であることから、漁業情報を的確に把握するとともに、資源に関する調査及び研究の充実及び強化をさらに進めることとする。
- (2) 海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めることとする。

熊本県告示第 654 号

熊本県漁業調整規則（昭和 40 年熊本県規則第 18 号の 2）第 8 条第 2 項に規定する知事が定める期間を次のとおり定めたので、同条第 3 項の規定により公示する。

平成 28 年 6 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
たこつぼ漁業	たこつぼ漁業	天草有明海

2 申請期間

平成 28 年 6 月 28 日から平成 28 年 7 月 4 日まで

熊本県告示第 655 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 28 年 6 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社二友建設工業	福祉用具くわの実	荒尾市上平山 4 39 番地 1	平成 28 年 7 月 1 日	福祉用具貸与
株式会社二友建設工業	福祉用具くわの実	荒尾市上平山 4 39 番地 1	平成 28 年 7 月 1 日	特定福祉用具販売

熊本県告示第 656 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 115 条の 10 の規定により公示する。

平成 28 年 6 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社二友建設工業	福祉用具くわの実	荒尾市上平山4 39番地1	平成28年 7月1日	介護予防福祉 用具貸与
株式会社二友建設工業	福祉用具くわの実	荒尾市上平山4 39番地1	平成28年 7月1日	特定介護予防 福祉用具販売

**公 告**

**熊本県公告第426号**

平成28年3月1日熊本県公告第150号（二級建築士試験の実施）の一部を次のように変更する。

平成28年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前	変更後
3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号 (2) 設計製図の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号	3 試験場所 (1) 学科の試験 県立熊本工業高等学校 熊本市中央区上京塚町5番1号 (2) 設計製図の試験 熊本保健科学大学 熊本市北区和泉町325番

**熊本県公告第427号**

平成28年3月1日熊本県公告第151号（木造建築士試験の実施）の一部を次のように変更する。

平成28年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

変更前	変更後
変更前 3 試験場所 (1) 学科の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号 (2) 設計製図の試験 東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号	変更後 3 試験場所 (1) 学科の試験 県立熊本工業高等学校 熊本市中央区上京塚町5番1号 (2) 設計製図の試験 崇城大学 熊本市西区池田4丁目22番1号

**熊本県公告第428号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成28年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 築造者の住所 宇土市松原町25番地10
- 2 築造者の氏名 有限会社三和住研不動産
- 3 道路の位置 宇土市築籠町字袋ノ内28番2
- 4 道路の幅員 4.50メートルから4.65メートルまで
- 5 道路の延長 79.68メートル
- 6 指定年月日 平成28年6月8日
- 7 指定番号 熊本県指令央土景建第6号

**熊本県公告第429号**

次のとおり農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第3項の規定により公告する。

当該農用地利用配分計画は、平成28年6月28日から同年7月11日までの間、熊本県農林水産部生産経営局農地・担い手支援課において公衆の縦覧に供する。  
平成28年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
米崎 広明	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字南高野1039番ほか11筆
米崎 広明	八代郡氷川町野津	八代郡氷川町野津字北井上4240番1

2 申請年月日

平成28年6月15日

熊本県公告第430号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。  
平成28年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

合志市須屋字梨木1889番2の一部、同1891番1、同1891番2、同1891番3及び里道の一部  
2,532.16平方メートル

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）

合志市須屋1183番地  
坂口 登志夫

熊本県公告第431号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年6月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
森 寿	玉名郡南関町肥猪	玉名郡南関町大字肥猪字三ツ枝393番
梶原 慶三	菊池市七城町加恵	菊池市七城町加恵字鳥井木139番1
後藤 洋三	菊池市下河原	菊池市下河原字上森北2864番1ほか4筆
有限会社吉岡農園	菊池郡菊陽町津久礼	菊池郡菊陽町大字辛川字古閑ノ上2226番ほか1筆
内藤 文紀	菊池郡菊陽町花立	菊池郡菊陽町大字津久礼字杉ノ本3739番2
大塚 昇	菊池郡菊陽町辛川	菊池郡菊陽町大字辛川字上中原831番2ほか4筆
有限会社火の国フアーム	菊池郡菊陽町原水	菊池郡菊陽町大字原水字上中野5446番1ほか1筆

2 認可年月日

平成28年6月21日